

核燃料物質加工事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

平成 26 年 4 月 18 日に申請しました新規制基準に関する核燃料物質加工事業変更許可申請書の一部について下記とおり補正申請しました。

1. 新規制基準適合のため講じる追加安全対策の反映

(1) 地震による損傷の防止

極めて稀に起こる大地震に対しても、大きな事故の誘因とならないよう、建物及び設備・機器の耐震補強を実施します。

(2) 津波による損傷の防止

神奈川県が実施した最大クラスの津波浸水予測においても建物床上の浸水はないが、さらにこれを上回る規模の津波を考慮し、建物内への浸水を防止する止水板の設置や廃棄物ドラム缶の固縛を実施します。

(3) 外部からの衝撃による損傷の防止

GNF-J の立地地点において想定すべき自然現象および外部人為事象を選定し、竜巻による施設の損傷を防止するための飛来物防護フェンスや屋上防護ネットを設置したり、水素タンクに替わる水素発生装置を設置します。

(4) 溢水による損傷の防止

建物の屋上に設置している高架水槽等からの溢水について第 1 種管理区域外への流出防止のため外部との扉について防水板等の障壁を設置したり、短絡による火災発生の可能性がある箇所に対し、防護カバー等を設置します。

(5) 火災等による損傷の防止

施設内の火災源に対して「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド（平成 25 年 10 月）」を参考に火災による影響評価を実施し、相対的にリスクの高い室には、遠隔操作の自動消火設備を設置したり、延焼防止対策を実施します。

(6) 重大事故等の拡大防止

重大事故の至るおそれのある事故として、施設内で複数の場所でのウラン漏えい及びこれに重畳する火災の発生を想定し、当該事象の拡大を防止するためのウランの回収及び消火活動に必要な資機材の準備や実施体制の整備を実施します。

2. その他

加工施設の一般構造及び加工の方法の記載を充実し、また、設計基準事故の評価及び安全上重要な施設の有無についてのリスク評価等の記載を充実しました。

以上